

平成十六年六月二十二日受領  
答弁第一八二号

内閣衆質一五九第一八二号

平成十六年六月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出公務員の残業等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出公務員の残業等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国家公務員又は地方公務員（以下「職員」という。）の超過勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合等において、正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ぜられたとき、この命令（以下「超過勤務命令」という。）に従って行われるものであり、超過勤務命令に従い勤務した時間に対しては、超過勤務手当（地方公務員にあつては、時間外勤務手当。以下同じ。）が支給されることとなっている。

超過勤務手当を一部でも支給していなかった事例として把握しているものは、別表のとおりであり、これらの事例については、同表のとおり改善策を講じたところである。

職員の超過勤務は、前述のとおり、超過勤務命令に従って行われるものであり、同表のような事例がみられることにかんがみれば、超過勤務を命令する権限を有する者は、日ごろから職員の業務の推進状況の把握に努め、適切に超過勤務を命ずるようにはする必要があると考えている。

三について

お尋ねの事例については、これを調査することは作業が膨大となるため、お答えすることは困難であるが、職員については、正規の勤務時間内において勤務しなかった場合（法令の規定により勤務しないことが認められている場合を除く。）には給与を減額して支給することとされ、また、超過勤務命令を受けて正規の勤務時間を超えて勤務した場合に限って超過勤務手当を支給することとされているところであり、このようにして、一般的には、適切な給与の支給がなされているものと考える。

#### 四について

午前九時三十分を始業の時刻とする国家公務員の中には、出張、研修、公務外出などで勤務官署以外の場所で職務に従事する職員や、休暇などにより職務専念義務が免除されている職員があり、これらの状況は日々異なること等から、実際に当該時刻に出勤している職員の実数をお示しすることは困難である。

別表

国家公務員

部 署	職員数	内 容	改善策
旧郵政事業庁 近畿郵政局	660名	近畿郵政局では、企画立案業務について超過勤務が包括的に命令される場合も多く、超過勤務の時間数について職員から自己申告され、その時間が超過勤務に該当するかどうか確認していたところ、一部の超過勤務を超過勤務に該当しないとしていたため、労働基準監督署の指導を踏まえ、平成13年1月から平成14年12月までの勤務について改めて確認し超過勤務であったとした。	超過勤務命令権者は職員の業務推進状況の把握等に努め、自己申告による対応をできる限り改めて、事前に超過勤務命令を発出することを徹底させるなどして改善した。なお、平成15年3月28日に超過勤務手当を支払った。
法務省 岡山刑務所	1名	岡山刑務所の敷地内で職員が自動車に追突され傷害を負った事故について、平成7年9月5日の勤務時間外に上司が当該職員より事情聴取したが、その事情聴取への対応を当該職員の超過勤務ではないとしていたため、当該職員が提起した訴訟に対し平成15年8月8日に広島高等裁判所で言い渡された判決において、超過勤務であったとされた。	判決確定後、超過勤務を適正に命じるよう口頭で注意するなどして改善した。なお、平成15年9月4日に超過勤務手当相当額を支払った。
旧厚生労働省 国立滋賀病院	2名	滋賀病院では、看護婦長があらかじめ超過勤務を命じる場合以外は、職員が自らの判断で超過勤務を行い、超過勤務の時間等について自己申告し、看護婦長がその時間が超過勤務に該当するかどうか確認していたところ、申告のあった時間の一部を超過勤務に該当しないとした件につき、職員より提起された行政措置要求に対する人事院の平成16年2月13日の判定において、平成13年5月及び6月の勤務について超過勤務であるかどうか再確認することとされた。	国立病院・療養所においては、平成13年11月以降、業務上超過勤務が必要な場合には、看護婦長が事前に職員に超過勤務を命令し、事後にその命令した内容が達成されたか否かを確認するなどした上で、職員の勤務時間等を記録することとし、これにより超過勤務時間の把握を行っている。なお、人事院判定を受け、同年5月及び6月の勤務については、再確認の結果、平成16年4月16日に超過勤務手当を支払った。

地方公務員

部 署	職員数	内 容	改善策
和歌山県 和歌山県立医 科大学付属病 院、和歌山県 精神保健福祉 センター、和 歌山県子ども ・障害者相談 センター	約900名	和歌山県立医科大学付属病院、和歌山県精神保健福祉センター及び和歌山県子ども・障害者相談センターでは、時間外勤務手当として支給すべき総額に一定の割合を乗じて減額された時間外勤務手当が支給されていたが、平成13年3月16日付けの労働基準監督署からの是正勧告により、平成12年11月1日から平成13年1月31日までの時間外勤務手当の減額された額が不払いであるとされた。	労働基準監督署に是正改善報告書を提出し、平成13年4月以降時間外勤務手当は全額支給するよう改善された。なお、平成14年5月21日に、平成12年度における時間外勤務手当の減額相当額は支払われた。